第２期穴水町強靭化計画策定支援業務

特記仕様書

第１章　　総則

１　業務の目的

本業務は、令和２年７月に策定した穴水町強靱化計画について、本町が抱えるリスクを明確にするとともに、脆弱性を評価することで今後の対応方策を検討し、自然環境に配慮しつつ、強くしなやかな地域づくりの方向性を明確にすることを目的として、強靱化計画の改定を行うものである。

２　適用

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書および本特記仕様書によるものとする。

３　履行期限

本業務の履行期限は、令和８年３月３１日までとする。

４　実施計画書等の提出

受託者（以下、乙という）は、契約締結後、速やかに穴水町（以下、甲という）に提出し、承諾を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。なお、必要に応じ業務の一部を再委託する場合は、再委託届けを提出し甲の承諾を得なければならない。

５　配置技術者等

本業務に従事する技術者は、それぞれ下記の資格及び実績等を保有した者でなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は、兼ねることができない。

・管理技術者（１名）

技術士（総合技術監理部門）及び建設部門（都市及び地方計画）の資格を有し、国土強靱化地域計画改定に係る業務実績を保有する技術者とする。

・照査技術者（１名）

技術士（総合技術監理部門）及び建設部門（都市及び地方計画）の資格を有し、国土強靱化地域計画改定に係る業務実績を保有する技術者とする。

・担当技術者（３名以上）

下記３名は必ず配置する事とする。なお、それぞれは兼ねることができない。

1. 下記の資格を全て有し、国土強靱化地域計画改定に係る業務実績を保有する技術者を１名以上配置するものとする。

技術士　応用理学部門（地球物理及び地球科学）

危機管理士（自然災害）

防災士

地質調査技士（現場技術・管理部門）

学芸員

1. 博士号（生命科学）の学位を有し、本業務委託期間中、常時石川県内に在住若しくは駐在する技術者を１名以上配置するものとする。
2. 技術士　建設部門（建設環境）の資格を有し、令和６年以降石川県内で災害対応実績をもつ技術者を１名以上配置するものとする。

６　工程管理

乙は、実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、適宜、進捗状況を甲に報告しなければならない。なお、甲より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに応じなければならない。

７　疑義

本仕様書に定めのない事項、または作業工程において疑義が生じた場合は、甲と乙で協議し、甲の指示に従うものとする。

８　打合せ協議

打合せ協議は、必要に応じて管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議の際は、乙が打合せ協議簿を作成し、甲の承諾を得ることとする。

９　損害責任

乙は、常に関係法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。また、業務実施中に事故・損害等が発生した場合、乙はその責を負い、速やかに原因・過程・損害状況等を甲に報告し、その処理対策にあたらなければならない。

１０　検査・暇疵

乙は本業務の完了後、甲に完了届を提出し甲の指定する検査員の検査を受け、この合格をもって引渡しとする。ただし、成果品の検査及び引渡し後において、不良箇所が発見された場合は、甲の指示により補足、修正を行う。なお、これに係る経費は乙の負担によるものとする。また、暇疵による補足・修正の請求は、引渡しを受けた日から１年以内とする。

１１　成果品の帰属

本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

１２　秘密の保持

乙は、本業務の履行に当たっては、個人情報の漏えい、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理に努めるとともに、関係法令等に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保した上で業務を進めなければならない。本業務における成果は、全て甲に帰属するものであり、乙は甲からの提供又は業務履行上知り得た情報、収集した資料及び成果品等に係る情報、秘密については、第三者に漏えいすることのないよう適切な保護対策を行うとともに、業務中、業務完了後においても甲の許可なく第三者に提供、公表してはならない。甲より貸与された資料及び成果品について、乙は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。上記管理体制の証明として、乙は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）を本業務の実施拠点となる事業所にて取得していることの証明書を着手時に提出するものとする。

第２章　　業務内容

１　計画準備

業務の実施に先立ち、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業工程を検討し、業務計画書を立案・作成し、甲の承諾を得るものとする。

２　資料収集・整理

本業務に必要な資料を収集整理する。また、貸与された資料の複製及びデータ変換に関する費用は本業務費に含むものとし、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分等を行う。

３　穴水町強靱化計画の改定

１）強靱化の目標等の見直し

本町の現況を整理するとともに、「国土強靱化基本計画」及び「石川県強靱化計画」（以下、「県計画」という。）との整合を図りつつ、地域強靱化の目標や目指すべき将来像の見直しを検討する。なお、設定にあたっては、関連部署と連携を図るとともに、総合計画をはじめとする既計画との整合に配慮したものとする。

２）リスクシナリオ（最悪の事態）の見直し

県計画とも整合を図り、本町の地域特性を踏まえた大規模自然災害を特定して想定されるリスクを設定し、本町として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を検討する。

３）強靱化施策分野の見直し

リスクシナリオ（最悪の事態）を回避するために必要な施策について、地域の状況に応じて取り組むべき施策分野の見直しを行う。施策分野の設定にあたっては、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）及び石川県成長戦略の内容等との整合を図る。

４）脆弱性評価及び業績指標等の検討

本町の脆弱性の分析及び評価を検討する。脆弱性の分析及び評価に際しては、県計画による脆弱性の分析・評価結果や現状で把握できる既存データ、既存施策の状況等を踏まえ検討する。検討にあたっては、客観性を確保する観点から、可能な限り定量的な根拠の整理に努める。

５）リスク対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、リスクシナリオごとに対応方針を整理する。整理にあたっては、推進すべき施策を設定し、その取組方針を検討する。

６）重点的に取り組むべき対応方策の整理

リスク対応方針に基づき、総合戦略に基づく各事業について、リスクシナリオとの対応を考慮して、重点的に取り組むべき対応方策を整理し、強靱化計画に基づき実施する個別事業計画一覧の更新案を作成する。

７）計画の推進方策の検討

本計画の進捗状況を適切に管理するためＰＤＣＡサイクルの概念や本計画と関連計画の見直し方針について検討する。

８）庁内検討の支援

計画作成に関し、リスク対応方針、重点的に取り組むべき対応方策、計画案等について、庁内への意見照会等を支援する。

９）計画の作成及び修正

前項までの結果をとりまとめ、計画及び概要版を作成する。また、庁内照会による意見を反映し修正を行う。

１０）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを実施する場合、実施後に住民の意見・要望等に対する回答案作成の支援を行う。パブリックコメントに係る印刷・製本は甲が実施する。

１１）強靱化計画案の作成

強靱化計画原案に対し、パブリックコメントにおける意見等を踏まえて適宜追加修正を施し、必要に応じて最終的な庁内調整等を行ったのち、強靱化計画案をとりまとめる。

４　業務報告書の作成

上記１～３の実施内容を業務報告書等の成果品にとりまとめる。

成果品は「第３章　成果品」に示すとおりとする。

５　打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、「業務着手時」、「成果品確認時」のほか、業務中間時（１回）の計３回は町庁舎にて行うものとする。

打合せ実施後は、乙は速やかに記録簿を作成し、提出するものとする。

第３章　　成果品

本業務の成果品として納入するものは以下のとおりである。

1. 穴水町強靱化計画及び概要版（原稿） ２部
2. 業務報告書 ２部
3. 電子データ 一式

第４章　　業務実施資格要件

　　乙は、下記の認証・資格を保有するものとする。

1. ＩＳＯ９００１（品質マネジメント）の認証を受けていること。
2. ＩＳＯ１４００１（環境マネジメントシステム）の認証を受けていること。
3. ＪＩＳＱ２７００１（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていること。
4. 国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）を受けていること。
5. 過去５年間において、自治体における国土強靭化地域計画に係る業務を実施した実績を有していること。
6. 石川県内に本店又は支店・営業所を有する法人であること。

以上